

の なかけんざん
(3) 野中兼山の開発

新田の開発 土佐藩の財政は、農民からとりたてる年貢でまかなわれていましたが、土佐は山地が多く、米不足で、藩の財政はたいへん苦しかったようです。

1636年、執政となった野中兼山は、新田を開発することによって、年貢米をふやし、藩の財政を豊かにしようと考えました。



野中兼山銅像 (本山町帰全公園)

そこで、兼山は、物部川に山田堰、仁淀川に八田堰・鎌田堰をつくり、そこから舟入川や弘岡井筋などの用水路をひいて、それぞれの流域に広い水田を開きました。

兼山は、堰と用水路の工事を始めるかたわら、野中氏の領地である本山地方の新田開発も行いました。

本山おきて (一部) 1643年

1643年に、野中兼山が最初に出した法律で、兼山の領地であった本山地方の庄屋・百姓に命令したものです。全文11か条からなる。

- お上や法律にそむかないこと。
- あれ地が少しでも残らないように開き、田地にせよ。精を出して開けばほうびをあたえる。3年・5年・7年の間は年貢を取らない。
- 年貢は全部11月までにおさめよ。畑作の年貢分は6月までに必ず全部おさめよ。
- 作った米の3分の1は百姓のとり分であるが、秋冬はぞうすいを食べよ。春までたくわえずに、めしや酒にして食べてしまったものは死刑にする。庄屋はよく調べて、そむいているものがないようにせよ。かくしておいてあとでわかったら、庄屋もともにしよ分する。

○酒を買って飲んだり、朝ねをしてはならない。そむく者があれば銀三匁（およそ6000円）の罰金をとる。

〈赤面三匁〉 赤面三匁、生酔い五匁、千鳥足十匁。これは兼山の節酒令をうたったものと伝えられているが、酒酔いの程度によってそれぞれ罰金の差があったものらしい。

○家や着物がそまつなことはちっともかまわない。法で定めているより良くすることは許さない。

このおきてにそむく者があれば、本人はもちろん庄屋も罰する。

舟入川と後免町 舟入川は、物部川奥地の米や木炭、まき、木材、紙などを城下町へ運び、城下町から日用品を奥地へ運ぶ水上交通路としても利用されました。

荷物をのせた十石船は、堰を通過するごとに賃をはらいながら下り、午後には高知城下の農人町につきました。帰りは、船頭2人が川岸から船をひいて上ったようです。後免や大津には船頭宿もでき、よくにぎわいました。

後免町創立記念碑（日吉神社）

香長平野に新田が開かれると、商業の中心となる町が必要になってきました。そこで稲吉村を分けて、稲吉新町をつくりましたが、ここに移り住む人がいなかったため、いろいろな税を御免（ゆるすこと）にしました。そこで稲吉新町を「御免町」というようになりましたが、のちには「後免町」と書くようになりました。



ちっこう

築港の工事

の なかけんざん

野中兼山は、津呂港、室津港、

つろ

むろつ

てい

手結港などの港も開

きました。

津呂港 (室戸市)



津呂港は、1661年に5000人もの人夫にんぶが海水につかりながら、わずか2か月半でしあげたといわれています。

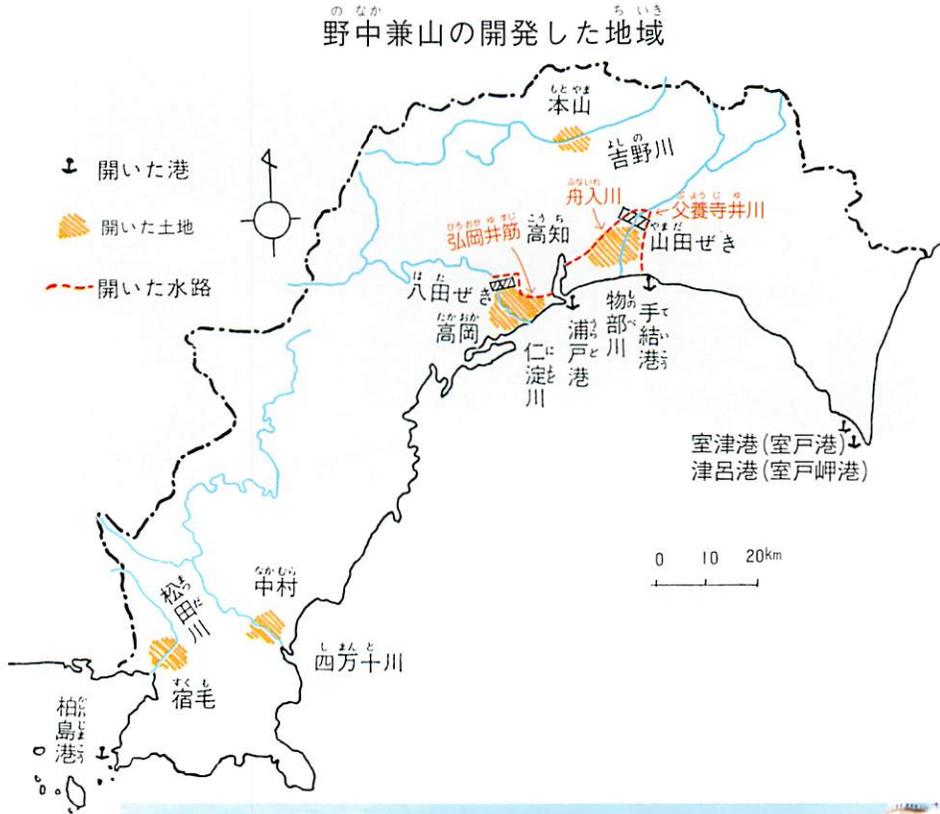
これらの開発にあたって、兼山は、すぐれた土木技術をもっていた、一領具足いちりょうぐそくの一木権兵衛いちきごんべえ⁽³⁾などを郷士ごうし⁽⁴⁾に取り立てて、工事の役人になりました。

人夫の苦勞 兼山の人夫に対する態度は、それはきびしいものでした。

松田川まつだ (宿毛市すくも) の支流、荒瀬あらせの工事のときのことで、真冬のことで、きびしい寒さの中で仕事をすることはできないので、人夫たちは、少し休ませてほしいと願い出ました。しかし、兼山は、「荒瀬の川がこおったら休め。」といて、許しませんでした。

6公4民ねんぐの重い年貢を取られるうえに、農閑期のうかんきとはいえ1年に4か月も藩はんの工事に出なければならないので、農民の兼山に対するうらみは、だんだん大きくなりました。

このように、農民たちの生活をぎせいにしな^{けんざん}がらも、兼山の事業によって、およそ3800ヘクタールの新田^{しんでん}が開かれ、米にしておよそ3万石ふえたといわれています。



手結港 (香南市夜須町)



- 注(1) 執政 藩の総理大臣のような役で、藩の政治をすすめるうえでもっとも責任の重い役。
 (2) 十石船 約2.8立方メートルのにもつを積める船。
 (3) 一木権兵衛 1628～1679年。布師田 (高知市) に住んでいた一領具足の子孫。
 野中兼山に用水技術のみとめられ、郷士となる。弘岡井筋の行当 (春野町) の堀割りに成功したのち、1661年津呂港 (室戸市) の建設に取り組み、ついに成功する。たいへんむずかしい室津港の工事も成功したのち、海神に身を献げ切腹して果てました。
 (4) 郷士 p 79の注(3)参照のこと。